



私は、本申請が認定となった際は、直近で支給を受けた同一口座への支給を希望します（記入不要）。

私は、直近で支給を受けた口座を下記のとおり変更します。  
※口座名義が変わった場合も下記「振込先口座欄」を記入してください。

振込先口座	金融機関名		預金種別
	銀行・信用金庫	支店	普通
農協・信用組合	出張所		
口座名義(カタカナで記入)	口座番号		

【学務課使用欄】										
07		1								1 - 4
07		1								
07		1								
07		1								
07		1								
①	②	児童生徒人数	小	人	中	人				

マイナンバーカード  
通知カード or 住民票  
(1点)  
免許証・パスポート  
在留カード・障害者手帳  
その他( )  
(2点)

健康保険証・年金手帳  
児童扶養手当・母子手帳  
その他( )  
窓口・郵送

書類不備 有・無

※不備のあるものに☑

確認書類(本人確認・番号確認)	
税情報利用の同意	
賃貸契約書	
児童扶養手当	
振込口座登録	
年金関係書類(遺族年金・障害者年金)	
申立事項	

不備確認済   
枝番済   
名簿済   
不備連絡状況  
連絡済  
月 日 口頭 電話  
未連絡  
月 日 TEL不通 留守

### 申請時にマイナンバーの確認書類が 必要です！

マイナンバーを記載した申請書を提出する場合は、法に基づき「番号確認」と「身元確認」が必要となります。

お手元のマイナンバーの書いてある書類を確認し、次の①～③のいずれかの書類を準備してください。

確認書類は、郵送の場合はコピーを準備してください。持参・郵送いずれの場合でも保護者1人分のみをご準備ください。

保護者がマイナンバーカードを作っている

**Yes** →

右の①の手続きへ

**No**

通知カードを持っていて、カードに書いてある住所や氏名が現状と変わらない

**Yes** →

右の②の手続きへ

**No**

通知カードが見当たらない、または通知カードに書いてある住所・氏名が現状と変わっている

**Yes** →

右の③の手続きへ

### ①の場合 → マイナンバーカードのみ必要

マイナンバーカードのみで番号確認と身元確認の両方を行うことができます。

郵送の場合は、個人情報保護のスリートを外し両面をコピーしてください。

### ②の場合 → 通知カード+右の身元確認書類が必要

番号確認は通知カードで行い、身元確認は右の書類で行います。

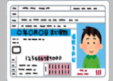
郵送の場合で、裏面に現状の住所等の記載がある場合は、両面をコピーしてください。


### ③の場合 → マイナンバー付きの住民票+右の身元確認書類が必要


戸籍住民課か支所でマイナンバー付きの住民票を取得してください(保護者1人分)。


番号確認は住民票で行い、身元確認は右の書類で行います。郵送の場合は、表面をコピーしてください。

写真付きの身元確認書類は、


  
運転免許証

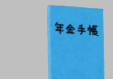
  
パスポート


  
在留カード

  
障害者手帳

写真なしの身元確認書類は、

  
健康保険証

  
年金手帳

  
扶養手当証書

※重要 郵送で申請書をご提出する方へ  
令和6年10月1日より郵便料金に変更となっております。変更後の料金分の切手貼付のうえ、ご提出下さい。(定型郵便物25g以内(84円)及び50g以内(94円)が110円に変更)